**市貝町原油価格高騰対策支援金**

　町では、原油高騰の影響を受けている事業者、個人事業主の皆さまを対象に、緊急的な助成を行い、事業者の皆さまの事業継続、経営安定化を支援します。

♦　対象の事業者

　　次のすべてに該当する法人、個人事業主が対象になります。

　・　法人の場合は、市貝町内に本社、本店、支店などの主たる事業所を置いていること。※

　・　個人事業主の場合は、主に市貝町内で事業を行っていること。※

　・　申請日時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること。

　・　確定申告等を行っていること。

　　創業から１年に満たない事業者は、確定申告を行っていなくても対象になります。

　　　ただし、申請日時点で３か月以上事業を継続している事業者に限ります。

　・　町税等に未納がないこと。

　※農業は補助対象外となりますので、市貝町じもと農家応援金の申請をご検討ください。

♦　助成内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援金上限額 | 運送事業者 | 運送事業者以外 |
| **最大４０万円** | **最大２万円** |

♦　支援金額の計算方法

**支援金額＝保有車両ごとに下記①により算出した金額の合計**

①単価×事業占有割合※1、2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象者 | 交付対象車両の種類 | 単価 |
| 運送事業者 | 道路交通法で定める準中型自動車以上の自動車 | ８０，０００円 |
| 道路交通法で定める普通自動車 | １０，０００円 |
| その他の  事業者 | 道路交通法で定める準中型自動車以上の自動車 | １０，０００円 |
| 道路交通法で定める普通自動車 |

※1法人の場合は１００％、個人事業主の場合は確定申告書を参照

※2事業に供し、現に保有している車両のみ対象

♦　申請方法

　　「市貝町原油価格高騰対策支援金申請書」（様式第１号）に記入の上、次の書類を添えて、市貝町商工会まで**事前予約の上**、**令和４年９月３０日までに**申請をお願いします。

〇市貝町商工会　住所：市貝町市塙4117-12

電話：0285-68-0071

※土日祝日を除く8:30～12:00及び13:00～16:00

①直近の確定申告書類等の写し

【法　　　人】法人税の確定申告書類の写し（減価償却資産の計算書、内訳書等が必須※3）

【個人事業主】所得税の確定申告書類等の写し（減価償却費の計算書が必須※3）

　創業１年未満で税務申告をされていない事業者（開業したことのわかる書類）

【法　　　人】会社概要、登記事項証明書の写し　など

【個人事業主】開業届の写し、パンフレット　など

※3保有車両及び事業に供されていることがわかる書類

②対象車両の車検証の写し（原則、保管場所、使用場所が市貝町になっているもの）

③運送業の許可証の写し（運送事業者のみ）

　貨物自動車運送事業等の許可証の写し

④本人確認書類（個人事業主の方のみ）

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し

⑤その他町長が必要と認める書類

・車両リース契約書の写し（車両をリースしている場合）

・車両の写真（創業１年未満の場合）　など

⑥請求書、通帳の写し

・「市貝町原油高騰対策支援金交付請求書」（様式第３号）、

・申請者名義の通帳の写し(1、2ページ目、口座名義、番号、預金種別等が確認できるページ)

⑦提出書類一覧表（チェックリスト）

♦　注意事項

　・　１事業者につき、申請は１回限りとします。

　・　町が補助する団体や指定管理者等は補助対象外になります。

　・　栃木県が行うタクシー・貸切バス事業者支援事業費補助事業との重複申請はできません。

　・　市貝町じもと農家応援金と同一人格での重複申請はできません。

　・　宗教活動や政治活動に関する車両は対象外になります。

♦　お問い合わせ

　　市貝町企画振興課商工観光係　　ＴＥＬ　０２８５－６８－１１１８